

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化対策の観点から、自動車における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るために、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)へ電気を供給する設備(以下「充電設備」という。)を導入する者に対して行う補助金の交付に関して、田村市補助金等の交付等に関する規則(平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 この告示において、補助対象経費は別表に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 経済産業省のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金(以下「経済産業省補助金」という。)の交付決定を受けている者
 - (2) 市内に充電設備を設置できるスペースを有する商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設、飲食施設、時間貸し駐車場等(以下「商業施設等」という。)を保有する法人(国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人及び団体を除く。)又は個人
 - (3) 充電設備を市内の商業施設等へ新たに設置するため、新規で充電設備を発注・購入する者
 - (4) 市税を滞納していない者
- 2 補助金の交付は、補助対象事業の完了する日が属する会計年度内において、同一の申請者につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象の充電設備の購入及び設置工事に要した費用から経済産業省補助金その他の補助金等を控除した額の2分の1以内とし、100万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項及び第2項に規定する書類に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市税納付状況確認同意書(様式第1号)
- (2) 暴力団等の排除に関する誓約書(様式第2号)
- (3) 経済産業省補助金交付決定通知の写し
- (4) 経済産業省補助金の申請内容が確認できるもの及び当該申請書に添付した次に掲げる書類の写し
 - ア 申請者本人確認書類
 - イ 充電設備本体の購入に係る見積書(内訳書含む。)
 - ウ 充電設備の設置工事に係る見積書(内訳書含む。)
 - エ 充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図及び配線ルート図
 - オ 要部写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等の通知)

第6条 市長は、前条の補助金等交付申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定をした者に対して、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 保証書その他購入設備の型式・製造番号が分かる書類
- (4) 充電設備の設置状況が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第8条 規則第15条の規定による補助金の交付額確定通知を受けた者は、速やかに田村市電気自動車等普及促進事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、経済産業省補助金で規定する取得財産等の処分を制限する期間内において当該充電設備を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(情報の提供等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他の情報の提供について協力を求めることができる。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象経費	内容
充電設備の購入費	経済産業省補助金において、補助対象設備として承認を受けている急速充電設備
充電設備の設置工事費	経済産業省補助金において、補助対象経費として認められている設置工事費 (1) 充電設備設置工事費 (2) 案内板設置工事費 (3) 付帯設備設置工事費 (4) その他設置にかかる費用(停電回避費を除く。)